

	給付要件				協力金単価
	8・9月期	10・11月期	12・1月期	2・3月期	
診療所	①週に100回以上の接種を4週間以上行った場合	①週に100回以上の接種を4週間以上行った場合 かつ それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること			2,000円/回
	②週に150回以上の接種を4週間以上行った場合	②週に150回以上の接種を4週間以上行った場合 かつ それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること			3,000円/回
	③1日当たり50回以上の接種を行った場合	③1日当たり50回以上の接種を行った場合 かつ その日において時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること			100,000円/日
病院	④1日当たり50回以上の接種を行った場合	④1日当たり50回以上の接種を行った場合 かつ その日において時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること (令和4年11月30日まで)	給付はありません		100,000円/日
	⑤特別な体制※を組んで、1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週間以上ある場合 ※通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合	⑤特別な体制※を組んで、1日50回以上の接種を週1日以上達成した週が4週間以上ある場合 ※通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合			【医師】 1人1時間当たり7,550円 【看護師等】 1人1時間当たり2,760円

時間外・・・医療機関の標榜する診療時間以外の時間
 夜間・・・医療機関の診療時間にかかわらず、18時以降
 休日・・・医療機関の診療日にかかわらず、土日祝日

※50回、100回、150回のカウントには、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種）も計上することができます